

令和8年度 北秋田市在宅福祉サービス

- (1) 高齢者障害者等外出支援サービス（外出支援サービス）
- (2) 生活管理指導員派遣（訪問介護）
- (3) 生活管理指導短期宿泊（短期入所）
- (4) 食の自立支援（配食サービス）
- (5) 家族介護用品支給（おむつ等の支給）
- (6) あんしん電話（緊急通報システム）
- (7) 家族介護慰労金支給
- (8) 福祉の雪事業
- (9) 北秋田市高齢者世帯等エアコン設置支援事業
- (10) 北秋田市高齢者補聴器購入支援事業
- (11) その他の事業
- (12) 施設サービスについて
- (13) 北秋田市地域包括支援センターについて



問 合 せ 先	北秋田市健康福祉部		
	高 齢 福 祉 課	高齢福祉係	62-6639
	合川総合窓口センター	市民生活係	78-2112
	森吉総合窓口センター	市民生活係	72-3115
	阿仁総合窓口センター	市民生活係	82-2112

（令和8年4月1日現在）

(1) 高齢者障害者等外出支援サービス

おおむね65歳以上の方で、歩行が困難でストレッチャーや車いすが常時必要な高齢者や障がい者（児）等で、公共の交通機関の利用が困難な状態の方の通院・外出等の送迎を支援します。

- 【利用範囲】
- ・病院への通院
 - ・買い物、墓参り、地域行事、冠婚葬祭、理・美容院、選挙、各種届出用務等
- 【利用対象外】
- ・けが等での一時的な入退院のための利用
 - ・医師から歩行が困難で日常車椅子等が必要との診断がなされていない状況時の利用



外出支援サービス 利用者負担金（R6.4.1～）

（片道料金）

距 離	負担金	距 離	負担金
0 km以上～2 km未満	400 円	50 km以上～55 km未満	3,100 円
2 km以上～4 km未満	500 円	55 km以上～60 km未満	3,350 円
4 km以上～6 km未満	600 円	60 km以上～65 km未満	3,600 円
6 km以上～10 km未満	800 円	65 km以上～70 km未満	3,850 円
10 km以上～15 km未満	1,000 円	70 km以上～75 km未満	4,100 円
15 km以上～20 km未満	1,300 円	75 km以上～80 km未満	4,350 円
20 km以上～25 km未満	1,600 円	80 km以上～85 km未満	4,600 円
25 km以上～30 km未満	1,850 円	85 km以上～90 km未満	4,850 円
30 km以上～35 km未満	2,100 円	90 km以上～95 km未満	5,100 円
35 km以上～40 km未満	2,350 円	95 km以上～100 km未満	5,350 円
40 km以上～45 km未満	2,600 円	※ 100 km以上は、5,350 円に5 kmごとに250 円を加算した額を負担金とします。	
45 km以上～50 km未満	2,850 円		

手続き等について ・市役所高齢福祉課または各総合窓口センター市民生活係に申請が必要です。「外出支援サービス利用申請に伴う添付票」等を添付していただきます。

委託事業者	住 所	電話番号
阿仁ふくし会		
特別養護老人ホーム山水荘	北秋田市阿仁水無字宮後4	82-3020
北秋田市社会福祉協議会		
ケアタウンたかのす	北秋田市脇神字南陣場岱 10	60-1203
あいかわ・もりよし地域福祉センター	北秋田市新田目字大野5-1	78-3166
養護老人ホームもろび苑	北秋田市阿仁幸屋渡字前野7-3	84-2444

(2) 生活管理指導員派遣(訪問介護)

おおむね60歳以上の要介護認定非該当者(自立と判断された方)で、社会適応が困難なため、基本的な生活習慣等の支援が必要な方が利用できます。ヘルパーを派遣し、家事に関することや、各種相談及び助言、外出時の移動の介護などを行います。週1回1時間を原則とします。



利用者負担額		
週1回	1時間	300円

手続き等について ・市役所高齢福祉課または各総合窓口センター市民生活係に申請が必要です。

委託事業者	住 所	電話番号
北秋田市社会福祉協議会		
北秋田市社協ヘルパーステーション	北秋田市脇神字南陣場岱 10	63-2465

(3) 生活管理指導短期宿泊(短期入所)

おおむね60歳以上の要介護認定非該当者(自立と判断された方)で、社会適応が困難なため、基本的な生活習慣等の支援を必要とする方、又は重度の身体上の障がいにより日常生活に著しく支障がある方に、短期間の宿泊による生活習慣の指導および体調管理を行います。

原則として1カ月7日以内を限度とします。



利用者負担額	
1日	2,000円
ただし、利用が8日から30日以内の場合1日3,000円、30日を超える場合1日4,000円。その他、食事代がかかります。	

手続き等について ・市役所高齢福祉課または各総合窓口センター市民生活係に申請が必要です。

委託事業者	住 所	電話番号
秋田県民生協会		
特別養護老人ホーム永楽苑	北秋田市上杉字金沢162-1	78-5151
北秋田市社会福祉協議会		
ケアタウンたかのす	北秋田市脇神字南陣場岱10	60-1203
養護老人ホーム もろび苑	北秋田市阿仁幸屋渡字前野7-3	84-2444

(4) 食の自立支援(配食サービス)

おおむね65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯、もしくはこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに障がい者で、心身の障がい・傷病等の理由により調理が困難な方に食事を提供します。

利用者負担額	利用可能食数
1食 430円	1日1食

《サービス内容》

- 【たかのす福祉公社】 弁当方式（昼食又は夕食）・真空パック方式（夕食）
 ※土日祝日はお休みです。
 ※真空パック方式は流動食やお粥状等、特別食のみ対応します。
 ※対応可能な区域に制限があります。
- 【社会福祉協議会】 弁当方式（夕食のみ）



手続き等について ・市役所高齢福祉課または各総合窓口センター市民生活係に申請が必要です。「アセスメント票」等を添付していただきます。

委託事業者	住 所	電話番号
たかのす福祉公社		
フードセンターたかのす	北秋田市脇神字南陣場岱26	62-5207
北秋田市社会福祉協議会		
本所	北秋田市花園町16-1	63-2109
あいかわ・もりよし地域福祉センター	北秋田市新田目字大野5-1	78-3166
あに地域福祉センター	北秋田市阿仁銀山字下新町41-1	82-3374

(5) 家族介護用品支給（おむつ等の支給）

65歳以上の要介護4又は5の認定を受けている在宅高齢者で、市民税非課税世帯に属し、かつ、介護保険料の滞納のない方が対象です。本人又は介護しているご家族に介護用品として紙おむつ等を支給します。

1年間で75,000円（年度途中の場合は月割計算）が限度額です。

手続き等について ・市役所高齢福祉課または各総合窓口センター市民生活係に申請が必要です。「家族介護用品支給申請に伴う添付票」等を添付していただきます。

委託事業者	住 所	電話番号
北秋田市社会福祉協議会		
本所	北秋田市花園町16-1	63-2109
あいかわ・もりよし地域福祉センター	北秋田市新田目字大野5-1	78-3166
あに地域福祉センター	北秋田市阿仁銀山字下新町41-1	82-3374

(6) あんしん電話(緊急通報システム)

おおむね65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯、もしくは障がい者手帳の1級か2級の交付を受けている者等の世帯に、緊急通報装置をお貸しします。(貸付は無料です。)

あんしん電話は、市がNTTから借り受けているものです。破損・紛失等に十分注意し、必要がなくなった場合は速やかに返却をお願いします。

※光回線、ISDN回線には対応しておりません。

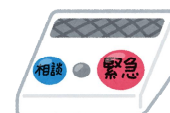
手続き等について

- ・市役所高齢福祉課または各総合窓口センター市民生活係に申請が必要です。
- ・「あんしん電話登録調査票」の添付と**緊急通報協力員(鍵の管理者・親戚・近所の方等)**が必要です。

(ご自宅の鍵の管理者として、緊急時にいつでも対応可能な方の情報の登録が必須です。)

委託事業者	住 所	電話番号
北秋田市社会福祉協議会		
本所	北秋田市花園町16-1	63-2109
あいかわ・もりよし地域福祉センター	北秋田市新田目字大野5-1	78-3166
あに地域福祉センター	北秋田市阿仁銀山字下新町41-1	82-3374

◎施設に入所したり、引越しなどで、不用になる場合は、
各地区の社会福祉協議会へ連絡してください。



(7) 家族介護慰労金支給

要介護4又は5の認定を受けている在宅の方、**要介護3で認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の方**、又は同等の状態にあると認められる方を月の15日以上在宅で介護している同居家族を対象に慰労金を支給します。要件として、介護サービス(ただし①訪問入浴②訪問リハビリ③療養管理指導④訪問看護⑤福祉用具貸与⑥福祉用具購入⑦住宅改修のサービスを除く)や、障がい者の自立支援給付を受けていない月が対象です。

対象月の日数	支給額
1ヶ月15日以上在宅介護	1ヶ月当り 3,000円 支払月: 4月・7月・10月・1月の月末

手続き等について

- ・市役所高齢福祉課または各総合窓口センター市民生活係に申請が必要です。

(8) 福祉の雪事業

市民税非課税世帯が対象となります。

65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者等の世帯で、雪よせが自力では困難な世帯等に、除雪費用の助成を行います。

市が定める期日までに、事前に利用者登録が必要です。

① 間口除雪（居住家屋の出入口の除雪）

○事前に登録業者、北秋田地域シルバー人材センター等から担当者を決め、ご自宅に派遣します。

② 雪下ろし及び除排雪

○登録業者以外の利用は支給の対象となりません。

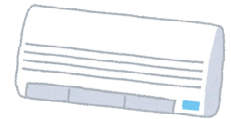
※①と②の作業額の8割の額を市が支給します。（扶助限度額：60,000円）
作業額が75,000円を超えたら、超えた分は全額利用者の負担になります。

手続き等について ・市役所高齢福祉課または各総合窓口センター市民生活係に申請が必要です。

委託事業者	住 所	電話番号
北秋田市社会福祉協議会		
本所	北秋田市花園町16-1	63-2109
あいかわ・もりよし地域福祉センター	北秋田市新田目字大野5-1	78-3166
あに地域福祉センター	北秋田市阿仁銀山字下新町41-1	82-3374



(9) 北秋田市高齢者世帯等エアコン設置支援事業



市内に居住し、かつ、住所を有する65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、高齢者と障がい者の世帯（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者）で自宅にエアコンのない世帯、または故障により使用できるエアコンがない世帯で、かつ、市民税非課税世帯の方にエアコンの購入及び設置にかかった費用を補助します。

対象となるエアコン	補助額
北秋田市内の販売店より購入した、天井や壁、窓枠等に設置・使用する、室温冷却機能を有する新品のエアコン。 ※中古品や床において使用する物は対象外です。	1世帯1台限り 50,000円 ※ただし、かかった費用が50,000円に満たない場合は、かかった費用分を補助します。

※申込期限は令和8年9月30日までです。

※事前に申請せずに購入、設置した場合や、故障して使用できないエアコンの撤去や処分費用は補助対象外です。

手続き等について ・市役所高齢福祉課または各総合窓口センター市民生活係に申請が必要です。

(10) 北秋田市高齢者補聴器購入支援事業



市内に住所を有する市民税が非課税の65歳以上の方で、身体障害者手帳の交付の対象とならない中等度難聴者に対し補聴器の購入にかかった費用を補助します。

※補助金額の上限は片耳50,000円です。ただし、購入にかかった費用が50,000円に満たない場合は、かかった費用分を補助します。

※事前に申請せずに購入したものについては補助対象外です。

手続き等について ・市役所高齢福祉課または各総合窓口センター市民生活係に申請が必要です。
・事業の対象となった方は耳鼻咽喉科を受診する必要があります。

(11)その他の事業

① 北秋田市えらべる敬老お祝い事業

市内に住む８８歳（米寿）の方へお祝品を贈呈します。

② 北秋田市百歳祝金贈呈

１０年以上本市に在住し、満１００歳に達した方に、お祝金とお祝い状(額入れ)を贈呈します。

③ 高齢者住宅整備資金貸付事業

北秋田市内に居住し、６０歳以上の親族である高齢者と同居する方で、服薬情報高齢者の専用居室等を増改築又は改造することを必要とし、自力で整備を行うことが困難な方に、１人１５０万円まで貸付します。

連帯保証人２人が必要です。

※１年据え置き９年払いです。（年賦償還 毎年６月３０日が償還日）

④ 救急医療情報キットの配布

ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯の方、障がいをお持ちの方、健康に不安を抱えている方に、救急及び緊急時に迅速に支援が行えるよう、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管することで、万一の場合に備えるための救急医療情報キットを無料で配布します。

※お誕生月に情報の見直しをしてください。



⑤ 徘徊高齢者等見守りシール（おでかけ安心シール）

認知症等により徘徊行動がみられる高齢者等を、早期に安全に保護するための仕組みを活用して、介護するご家族の精神的負担軽減と徘徊高齢者の在宅生活の持続を支援します。対象者には衣類等に貼付する見守りシール（初回無料）を交付します。利用要件がありますので、詳しくはご相談ください。



※約２分の動画をご覧ください

(12)施設サービスについて

施設名	利用状況等	備考
生活支援ハウス		
北秋田市森吉 生活支援ハウス	北秋田市米内沢字寺ノ上85	☎72-5522
	定 員：20名（個室14室・2人部屋3室） 対 象 者：市内に住所を有し、おおむね60歳以上の在宅生活が困難又は不安がある方で、認知症が認められず自分のことができる状態であること。 居室利用料：収入によります。 光 熱 水 費：4月～10月：300円/日 11月～3月：350円/日 食 事：朝350円 昼350円 タ500円 (1日 1,200円) 入 居 期 間：連続最長12ヶ月間（更新可） そ の 他：布団や日用品の持参が必要です。 申 請 書 類：申請書・同意書・収入申告書・年金証書 および支払通知書の写し（非課税年金の場合通帳の写し）・診断書	申込み&問合せは、 高齢福祉課又は各総合窓口 センター市民生活係まで。 階層区分表による 光熱水費：月額 約10,850円～ 食 事：月額 約37,200円～
サポートハウス たかのす	北秋田市脇神字南陣場岱20	☎69-9711
	定 員：20名（個室20室） 対 象 者：上記に同じ 居室利用料：収入によります。 光 熱 水 費：実費になります。 冬期暖房加算あり：月額2,000円（10～4月） 食 事：自炊になります。 入 居 期 間：連続最長12ヶ月間（更新可） そ の 他：布団や日用品のほか必要家電等の持参が必要です。 申 請 書 類：申請書・同意書・収入申告書・年金証書 および支払通知書の写し（非課税年金の場合通帳の写し）・診断書	申込み&問合せは、 上記に同じ。 階層区分表による * 食事の提供はありません <地域交流部門> 10室 (一人1,500円/日) ※申請は直接サポートハウスたかのすまで。

養護老人ホーム		
北秋田市阿仁養護老人ホームもろび苑	北秋田市阿仁幸屋渡字前野7-3	☎84-2444
老人福祉法第20条の4に定義された老人福祉施設 生活保護法の流れをくむもの	定 員：50人 利 用 料：北秋田市老人福祉法による費用の徴収に関する規則に基づきます。 対 象 者：65歳以上（65歳未満であっても特に必要と認める者を含む）で環境的理由及び経済的理由により居宅において生活することが困難となった方で、養護する人がいない方。 そ の 他：布団や日用品の持参が必要です。 申 請 書 類：・入所申出書 ・収入申告書（年金の種類、年金額が確認できるものの写し添付） ・身元引受書 ・戸籍謄本（子ども、兄弟全員が確認できるもの） ・住民票謄本 ・資産証明書、所得証明書（本人および扶養義務者の分） ・身体状況調査票 ・診断書	申込み&問合せは、 高齢福祉課又は各総合窓口 センター市民生活係まで。 *介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能な方は対象外です。
生活管理指導短期宿泊事業		
	利 用 期 間：原則1ヶ月7日以内 対 象 者：おおむね60歳以上の要介護認定非該当者の方で、社会適応が困難なため生活習慣等の支援を要する方を宿泊させ生活習慣の指導及び体調管理を行います。 利 用 料：7日まで 2,000円/日 8日～30日 3,000円/日 30日を超えた場合 4,000円/日 申請書類：申請書・診断書 【利用可能施設】 *ケアタウンたかのす *特別養護老人ホーム永楽苑 *北秋田市阿仁養護老人ホームもろび苑	申込み&問合せは、 高齢福祉課又は各総合窓口 センター市民生活係まで。 ☎60-1203 ☎78-5151 ☎84-2444

(13) 北秋田市地域包括支援センターについて

高齢者の皆さまの様々な相談や悩みごとに寄り添い、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるようサポートする機関です。お住まいの地域を担当するセンターまで気軽にご相談ください。

○北部地域包括支援センター

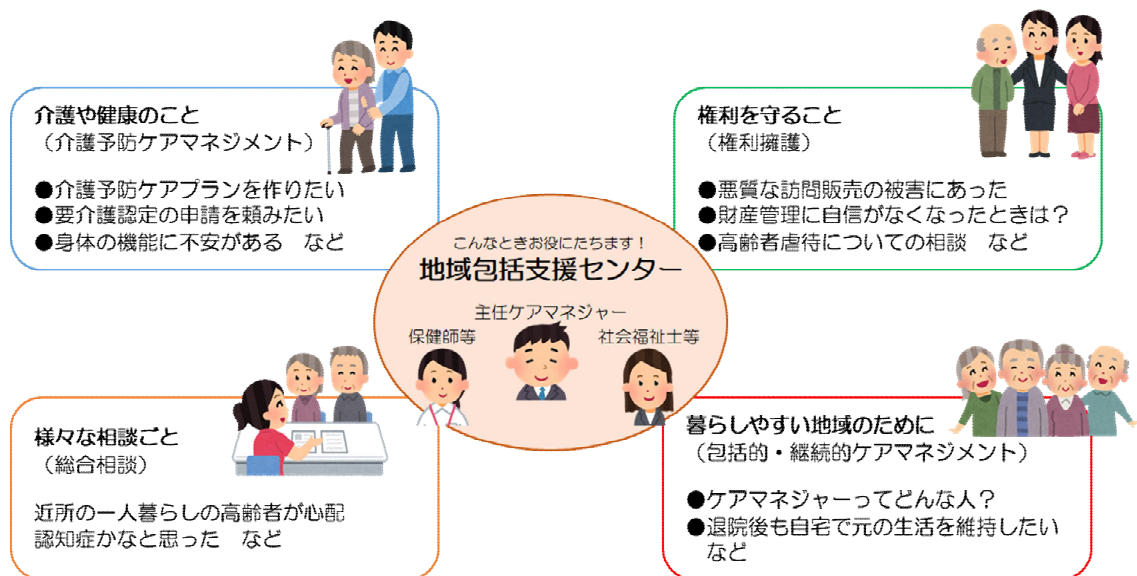
所在地	北秋田市花園町16-1	連絡先	☎67-8020
担当区域	鷹巣地区全域		

○中部地域包括支援センター

所在地	北秋田市新田目字大野5-1	連絡先	☎67-6807
担当区域	合川地域全域・米内沢、本城及び浦田の大字地内		

○南部地域包括支援センター

所在地	北秋田市阿仁銀山字下新町41-1	連絡先	☎82-3262
担当区域	阿仁地区全域・森吉、根森田、小又、阿仁前田、五味堀、および桂瀬の大字地内		



主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって、高齢者の支援を行います。この要となる職種はそれぞれ専門分野を持っていますが、専門分野の仕事だけではなく、お互いに連絡を取りながら「チーム」として総合的に高齢者を支えます。

- 総合相談支援業務（様々な相談内容に対応します）
- 介護予防支援業務（皆さんの今の状態に合わせた介護予防の支援をします）
- 権利擁護業務（権利を守るお手伝いをします）
- ケアマネジャーへの支援や地域、福祉、医療等の様々な関係機関とのネットワークづくりに取り組んでいます。